

障害者差別解消法の成立

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

目的

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

2016年4月1日施行

13

相談支援（ケアマネジメント）の変遷

- ・1981年 「完全参加と平等」スローガン国際障害者年
～ノーマライゼーションの理念の浸透～
- ・1990年 福祉八法改正
～入所施設支援から地域生活支援へ～
- ・1993年 心身障害者対策法⇒障害者基本法へ改正
～「自立と社会参加」「尊厳」～
- ・1995年 精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律の改正
～「障害者ケアガイドライン」検討開始～
～ノーマライゼーション7か年戦略～

14

相談支援（ケアマネジメント）の変遷

～ノーマライゼーション7か年戦略～

(1)地域で共に生活するために

障害のある人々が社会の構成員として地域の中で共に生活を送れるよう、住まい・働く場・活動の場や必要な保健福祉サービス等が的確に提供される体制の確立。

(2)社会的自立を促進するために

障害の特性に応じたきめ細かい教育体制の確保及び障害者とその適性と能力に応じて可能な限り雇用の場に就き、職業を通じて社会参加できるような施策の展開

(3)バリアフリー化を提進するために

障害者の活動の場を拡げ、自由な社会参加が可能となる社会にしていくため、道路、駅、建物等生活環境面での物理的な障壁の除去への積極的な取り組み

(4)生活の質（QOL）の向上を目指して

障害者のコミュニケーション、文化活動等自己表現や社会参加を通じた生活の質的向上を図る為、先端技術を活用しつつ実用的な福祉用具や情報処理機器の開発普及等を推進

(5)安全な暮らしを確保するために

災害弱者といわれる障害者を災害や犯罪から守る為、地域の防犯、防災ネットワークや緊急通報システムの構築、災害を防ぐための基盤づくりを推進

(6)心のバリアを取り除くために

ボランティア活動等を通じた障害者との交流、様々な機会を通じた啓発・広報の展開等による障害及び障害者についての国民の理解の増進

(7)我が国にふさわしい国際協力・国際交流を

我が国の障害者施策で集積されたノウハウの移転や施策推進のための経済的支援を行う¹⁵とともに、各国の障害者や障害者福祉従事者との交流を推進

相談支援（ケアマネジメント）の変遷

- ・1997年～2002年度 「障害者ケアマネジメント体制整備推進事業」
- ・1998年 「ケアガイドライン」（3障害）
 - （身）市町村障害者生活支援事業
 - （知・児）障害児・者地域療育等支援事業
 - （精）精神障害者地域生活支援事業相談支援事業のはじまり
- ・2002年 一般財源化「障害者ケアガイドライン」
- ・2003年 「支援費制度」施行
「障害者ケアマネジメント体制支援事業」
- ・2006年 障害者自立支援法 「ケアマネジメントの制度化」
- ・2010年 対象者を全利用者へ拡大
- ・2012年 障害者自立支援法改正
- ・2013年 障害者総合支援法

障害ってなに？ 障害者ってどんな人？

- ・機能的又は能力的に不自由なことが障害？
何らかの身体的・精神的な障害がある人が障害者？
- ・その人たちが 機能的又は能力的に不自由なことで生活がしづらいことが障害では？
- ・地域の中で阻害され、生きづらさなどを感じて日々生活されている人たちが障害者？
- ・地域社会の仕組みや、それらを創ってきた人たちの意識（こころ）の中に真の「障害」があるのでは？

17

Normalization(ノーマライゼーション)
平等化



Integration(インテグレーション)
統合化



Inclusion(インクルージョン)
包括的共生社会

18

様々な関係諸法令に共通しているポイント

- ①他者との平等
- ②個の尊厳の尊重
- ③個の権利の行使
- ④選択の機会の確保
- ⑤社会参加
- ⑥他者との共生社会

権利擁護の視点

19

そもそも権利擁護とは？

「権利」・・・生まれながらにあるもの
ある物事を自分の意思によって、
自由に行ったり、他人に要求したり
することのできる資格・能力。

「擁護」・・・権利を行使するための手立て
侵害、危害、破壊を加えようとする
ものから、かばい、まもること。

20

まもられてる？

生命、身体の安全
自由、平等、差別待遇の禁止
名誉、信用、プライバシーの保護
幸福追求、生活保障
療育・教育・社会経験等の機会
労働、経済的活動
表現、思想、宗教
個人の尊厳・尊重

21

行使できてる？

健康になりたい
家族と一緒に普通の暮らしがしたい
色々なことを学びたい
たくさん友達をつくりたい
旅行や遊びに行きたい
おしゃれをしたい
働きたい
結婚して家庭をもちたい
人の役に立ちたい・・・等。

22

当事者の思い

ピープルファースト (People First)

「わたしは、障害者としてではなく、
まず、ひとりの人間として見てほしい」

チャイルドファースト (Child First)

「わたしは、障害児としてではなく、
まず、ひとりの子供として見てほしい」

23

まもるための手立て

自己決定・自己選択

ができるように

そのために必要なこと

意思決定支援

意思形成支援

24

相談支援（ケアマネジメント）の本質

出来ないことを補う支援も必要

相談支援（ケアマネジメント）を通じて、
本人が希望すること、願っていること、
どうしたら実現出来るかを共に考え、
本人による**自己選択・自己決定**ができる
ように支援する。

本人中心のニーズ・**本人主体**の支援

25

相談支援（ケアマネジメント）とは

障害があっても、その人が、その人らしく
その人が生きがいをもって、**社会の一員**
として地域で暮らせるよう、**寄り添う**こと。
そこには、**本人が常に中心**であること。

相談支援（ケアマネジメント）は、
意思決定支援・意思形成支援
である。

26

相談支援（ケアマネジメント）の基本的視点 その1



社会福祉法人 薄光会 相談支援事業所 ほうきぼし
富津市基幹相談支援センター えこ
管理者/主任相談支援専門員 大森 匠

1

この研修（講義）の獲得目標

- ・障害者支援の基本的な視点を理解し、利用者に寄り添う支援を心がけることを学ぶ。
- ・本人の強みの視点と強みを生かした支援が重要であることを理解する。

2

障害者支援の基本的視点は何か？

人権の尊重や社会資源の活用を前提として

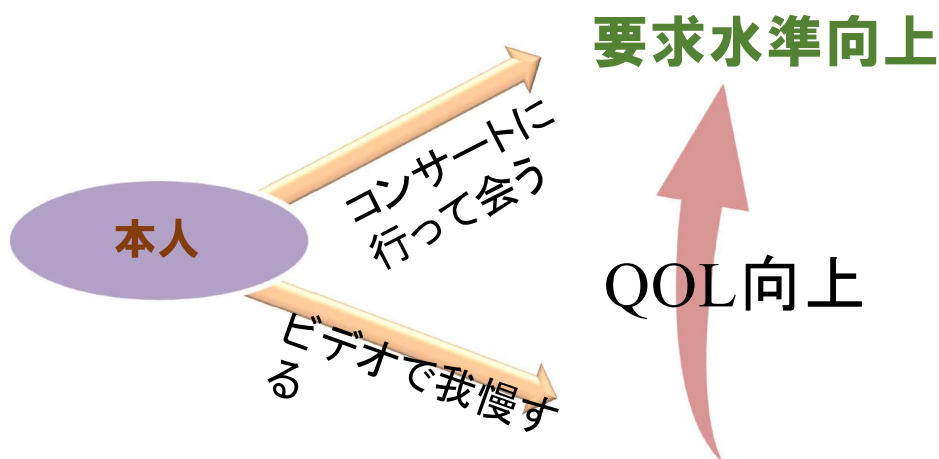
- 生活者の視点(QOLの重視)
- 本人主体の視点(本人中心)
- エンパワメントの視点(当事者による社会変革)
- 個別化の視点(個性の尊重)
- 自立・自己決定の視点(意思決定支援)
- アドボカシーの視点(権利擁護)

3

基本的視点1

生活者の視点(生活の質の重視)

人生の質を高めるための支援に積極的であること



4